

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 304
処分の種類	埋立免許料の徴収			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第12条第1項			
処分の概要	公有水面の埋立免許料の徴収			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (法令において具体的に規定)			
基準の制定根拠	—			